

平成28年川俣町議会第3回定例会会議録

平成28年川俣町議会第3回定例会は、6月7日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君	子育て支援課長	佐藤真寿夫君
生涯学習課長	山口功君	農業委員会会長	鳴原秀雄君
代表監査委員	斎藤庸夫君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内彰 書記長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第45号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第1号 平成27年度川俣町一般会計補正予算(第9号))

(質疑・討論・採決)

議案第46号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第2号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算

(第5号)) (質疑・討論・採決)

議案第47号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第3号 平成27年度川俣町介護保険特別会計補正予算

- (第3号) (質疑・討論・採決)
- 議案第48号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第4号 平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号) (質疑・討論・採決)
- 議案第49号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第5号 平成27年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予
算(第1号) (質疑・討論・採決)
- 議案第50号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第6号 平成27年度川俣町奨学資金特別会計補正予算(第2号
) (質疑・討論・採決)
- 議案第51号 川俣町税条例等の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第52号 川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改
正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第53号 川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関
する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第54号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第55号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第56号 川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第58号 町道路線の認定及び変更について (質疑・討論・採決)
- 議案第59号 平成28年度川俣町一般会計補正予算(第1号)
(質疑・討論・採決)
- 議案第60号 平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(質疑・討論・採決)
- 議案第61号 平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(質疑・討論・採決)

(追加日程)

- 発議第8号 国(環境省)直轄除染に関する意見書
- 発議第9号 山木屋地区の復旧・復興施策の推進に関する要望書
- 議報告第4号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第5号 議員研修会の報告について
- 所管事務調査について
- 議員の派遣について
- 閉会中の継続調査申出書について

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、5番議員 菅野意美子君、6番議員 新関善三君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，請願・陳情の審査結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（高橋真一郎君） 請願の審査結果。

本委員会に付託された請願は、6月3日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
4	生活道路の町道認定に関する請願書	採択	

引き続き、陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、6月3日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
5	福島県織物同業会の事務所機能移転について（お願い）	趣旨採択	

以上です。

○議長（斎藤博美君） 請願第4号「生活道路の町道認定に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 陳情第5「福島県織物同業会の事務所機能移転について（お願い）」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は趣旨採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第3，議案第45号「専決処分の報告及びその承認について（専決第1号 平成27年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） ページ、29ページであります。個人番号カードの交付事業についてであります。説明の中で今までの実績報告がなかったものですから、どうなっているのかお聞きいたします。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 質問に答弁いたします。

個人番号カードの交付状況でございますけれども、5月31日現在で1,045枚交付しております。これは、今まで1月から行ってまいりましたけれども、5月31日現在で交付枚数は1,045枚交付しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 1,045枚というのは、人口だと何%になりますか。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 質問にご答弁申し上げます。

人口割合でございますが、人口1万4,732名でございます。1,045件ということでございます。割合にして、約7.1%の割合、示しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 7.1%というのは、他町村と比べまして、まあ、わかれば、低いのか高いのか。もし低いのであれば、今後どうやって交付をふやしていくのか。考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 質問にご答弁申し上げます。

5月31日現在で申し上げますと、今、川俣町のほうでは7.1%、また伊達郡内

の町村におきましては5%から8%の割合で示しております。また、管内の市でございますけれども、こちらのほうでは約3%の交付率になっております。こういった状況でございますので、当町においても、今後、広報紙等でですね、そういったことで交付を、申請、個人番号カードの申請を協力していただくような形をとってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお伺いしますが、専決補正予算の1ページの地方消費税交付金でございますけれども、予算額2億1,177万円に対して、6,282万の増額補正ということでございまして、最終的に2億7,400万だと、こういうことなんですね。で、28年度の当初予算の消費税交付金を見ますと、前年度2億1,177万円に対して、720万減の2億450万しか計上してないんですね。で、地方消費税交付金については、前にも本会議で私、質問したことがあります、当然その社会保障費とかですね、そういったものに充当するというふうなことで、こう、やってきてるわけでありまして、その6,200万、これ、決算見込みで増額してるんですけど、まあ、後で議論になる補正予算でも別に増額も何にもしてなくて、そのまま据え置いて、720万前年度減でこうやってるわけですね。

ずっと、地方消費税交付金は就業者数ですとかね、いろんな要素があって割り振られて、この国から交付を受けるはずなんですけれども、この当初予算のとりがね、27年度にしても28年度にしても、低く見積もり過ぎているのかね、その何か要因があって大幅にこの伸びたのかね、まあ、ほぼ7,000万、6,200万ですから、3割弱かな、伸びてるんですね、大きくね。で、当初予算のほうはもっとそれよりも減らしてると、逆に、今度ね。だから、その辺ですね、その予算の、組むときに、どういった考え方でこの2億1,000万があって、28年度はさらに何で減らしたのかね。したら、今度補正で6,000万も増えるわけですから、28年度で言うと7,000万増えることになるんですよ、今度。同じく金が来るとすれば。

そうずっと、その、まあ前々から指摘してるんですけど、財源の確保つつうのは、一番の大きな柱ですよ。正確に財源を把握して、住民福祉の向上のために金を使うつつうのは、これ、当然の責務なわけでありまして。何でその増えたのかということと、何で、じゃあ、28年度は減らしたのかという。この2つについてお伺いしておきたいんですが。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 地方消費税交付金の増額、また当初予算での考え方というふうなことのお質しでございますが、地方消費税交付金につきましては、消費税8%のうち1.7%が地方へ交付されるというふうなものでございます。当初につきましては、若干消費が26年度よりも落ち込むというふうなことでの計上で見ておりました。27年度、28年度当初につきましてもそのようなことで見ておりましたが、

実際は伸びておりますので、今後は適正な見積もりを努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いや、あの、多分何か国から来てんだと思うのね。こういうふうに見込みなさいよという。それは来てないのかどうなのかつうのと、あと、ほの、後で違うところでもやりますけど、要は、そのですよ、法人町民税もですよ、上のこの、見るとわかるとおり、町民税は600万伸びて、固定資産税も伸びて、たばこ税も伸びてということで、この普通の町税も伸びてるわけじゃないですか。だから、町税が伸びるってことは、皆さんの所得が増えてるつうことですよ。所得が増えるってことは消費の拡大にもなるつうのは、これ、誰が見ても明らかなことですよ。だから、そういった中で、この何つうのかな、除染とか、あるいは復興事業とか、多くのこの公共事業の中でのあおりの中で、このいろんな産業がこう活性化してきて、消費が増えてるつうのは、この明らかなことなわけじゃないですか。

だから、ほの、今後は適正に見込みますってことを言うんだけど、一般的には、ほら、町民に対しては予算がないからつうって、こう、いろんな要望をお断りしてるわけですよ。だけど、一方でここで6,000万決算見込みで伸びる。新年度で見ればそれは7,000万という大きな金額になる。そして、結局最終的には、財調は10億円に戻るということになるわけじゃないですか。

だから、もう何年も前から指摘してるんだけど、その当初予算での組み方が、財源隠しみたいなの、財源を隠しているようなこの予算の組み方してって、最終的には財調を取り崩すのをやめて戻しますって、今回も4億何ぼ戻してるわけでしょう。だからほの、本当にちゃんと精査してね、その予算、組んでんですかと。ちゃんと精査をして財源を確保できれば、もっと町民サービスを向上させるものはできるわけですから。その辺は、ほの、ちゃんと見ます、でなくて、何でこれほど差が出るのかということについて、きちっとお答えいただきたいんです。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 質問にご答弁申し上げます。

消費税、国からの見込み方法等についての指針等は来ているのかという、まず第1点でございますが、これについては確認させていただいて、お答えしたいと思います。

また、ちゃんと精査して予算を組んでいるのかというふうなことですが、先ほども申し上げましたように、今後は精査するように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 後で調べて、待ってくれつうと、また休議になっちゃうんで、議会中に答弁いただければいいですけど。あのね、例えばほの当初予算を、3月議会でこれ議決にはなってるんですけど、まあ町長も不在だったつうことで、私も余り一般質問しなかったんですけど、例えばね、景気の問題で言えば、自動車重量税なん

つうのは、てきめんな課題じゃないですか。そうすると、例えば28年度の新年度予算ですよ、自動車重量税は減ってっか、自動車取得税交付金ね、これ、減ってっか、増えてっか。450万も増やしてるわけよ、当初予算で。だから、自動車取得税だから、車買ったときの話でしょ。だから車買うってことは消費が伸びるっつうことじゃないですか。だけど、地方消費税交付金は減らしてるわけ、当初予算で。理屈合わないでしょ。景気悪かったら車買ったりしないんだから、誰も。所得が伸びないから。だから、車買った取得税交付金は450万っつう、1,200万から450万プラスして、30%も伸ばして、28年度予算に上げた。でも、消費税は逆に下げた。ほして決算見込みの、今度見てみっと、あの、これですよ、自動車取得税交付金かな、これも500万伸びてるわけだ。この専決補正見とね。1,200万に対して535万3,000円伸びますと、こういうふうはこの決算見込みやってるわけ。

だから、そのね、何つうのかな、こう基本に構えてる考え方が、そうやって、今、課長の答弁だと、消費は伸びねえと思ったから減らしたっつう話でしょ。消費伸びねえっつって、一方、自動車取得税交付金は伸びますというふうに新年度組んでるわけだ。現に27年度の決算見込みから言うと、自動車取得税交付金も伸びてるわけ。消費税も伸びてるわけ。

だから、その辺は、毎回毎回ほの、ちゃんと精査して組みます、組みますって言うんだけど、どういうふうにして、ほの精査してんだかね、私には理解できないのね、いつも。で、結果として、さっき言ったように4億何ぼも、今度年度末になったら、はい、財調に戻しますと。10億円に戻りましたと。こういう話してるわけじゃないですか。これでは、やっぱりほの適正な、きちっと財源を把握してですよ、予算を組んで議会に出すという、皆さんの責任を果たしてると私は思えないんですよ。何でそういう結果になるんだか、きちっとこう、わかるようにお示しいただきたいんですよ。だって、同じ景気の中で出てくる税金が、新年度見たって、消費税は減らす、一方は増やすっていうことをやってるわけよ。で、決算見込み見と、どっちも増えていると。こういうふうになるわけだ。これ、整合性とれないでしょ、誰考えたって。そこが私にも理解できるように、ぜひ明確にご答弁いただきたい。

○議長（斎藤博美君） 答弁。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 質問にご答弁申し上げます。

財源を把握して、きちっと議会に出すというふうな義務を果たしていないのではないかというふうなお質しでございます。結果といたしまして、このような差異が生じまして、収入については増額、また繰出金、財政調整基金につきましては減額というふうな結果となってしまいましたことを、おわび申し上げますとともに、今後は前年からの伸び率等を精査しながら、また短観予測であるとか、そういったことも踏まえながら予算を計上いたすように努力してまいりますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 10番、遠藤です。33ページになるんですが、このわいわいクラブの委託料が100万ぐらい減額されてるんですが、これは子どもが減ったのか。まあ、委託料ですから、これ、どんな形での減額があったのか、お知らせ願いたいと思うんです。

それからですね、次のページになるんですが、保健対策事業費は、これ、内部被ばく検査委託料やなんか減額されてるんですが、で、今、甲状腺なんかについては新たに患者が増えてきてるっていうことが今言われてますね。そういう、この甲状腺検査やなんか完全に実施されてるのかどうか、どのぐらいの受診率になってるのかをお尋ねしたいと思うんです。

それからですね、39ページになるんですが、この中山間地の直接支払推進事業が1,000万ほど減額になってるんですが、これは協定数が減ったという報告なんです。これ、中山間地の直接支払制度というのは、まあ農家にとっては、ある面、積極的な制度だと思うんですが、これに対しては、どのような対応をなさろうと今後しているのか、お尋ねしておきたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

予算書の39ページ、中段から下、中山間地域等直接支払推進事業費、1,062万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、説明のとおり、協定数の減ということで説明申し上げました。内容につきましては、集落協定が4集落、あとは個別協定が6人ということで、合計25協定が減額となったことによる補正予算の内容でございます。こちらの内容につきましては、主に山木屋地区、山木屋の協定数、そちらが、当初見込んでおりましたが、平成27年度については中山間のこちらの事業については実施しないということになりましたので、主にはそのことによる減額の内容でございます。

なお、今後につきましては、平成28年度からは、また山木屋地区の方々につきましてもこちらの事業は対象となっておりますので、協定数はもとに戻りつつあるかというふうに感じてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

補正予算書33ページのわいわいクラブ事業費の101万1,000円の最終的な減額補正につきましては、わいわいクラブの放課後児童健全育成事業の委託料の歳出確定による減額でございまして、当初予算1,115万3,000円に対しまして、当初1,014万2,000円でそのまま推移をした結果、101万1,000円の最終的に減額補正させていただいたもので、お質しの子どもの数が減ったことによる減ではございませんので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 35ページ、保健対策事業費の中の内部被ばく検査業務委託料の減額補正でございますが、内部被ばく検査につきましては、春日診療所におきまして25年度から行っておりまして、ちょっと細かい数字はあれなんですけども、25年度に約2,800人、26年度に2,300人と、減ってきております。そこで、若干減った検査人数で予算を計上したところではございましたが、予想よりも反してまた検査される方の人数が減ったということで、若干の減額補正をさせていただいたところでございます。

あと、もう一つ目の甲状腺の検査でございますが、こちらは県の県民健康調査ということで、県の事業で行っておりまして、川俣町では2巡目の甲状腺検査が行われました。詳しくは、今ちょっと資料、手元にないんですけれども、その2巡目の本格検査では、川俣町からは甲状腺がんの疑いのある方の報告は受けてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第4、議案第46号「専決処分の報告及びその承認について（専決第2号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第5，議案第47号「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 平成27年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第6，議案第48号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第7，議案第49号「専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 平成27年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけ確認したいんですけど、この中で、全員協議会等の説明

によればですね、ページ、10ページにありますとおり、水道施設工事費が4,100万の減と、こういうことで載ってるんですね。で、じゃあ、水道施設工事って、もともとは幾らのものが4,100万減になったのか。その理由は。例えばポンプアップのこう、施設が要んなくなってきたんだか、いろいろあると思うんですけど、そのもともと幾らの水道施設工事費があって4,100万減になったのかということと、その原因は何だったのか、お知らせいただきたいんですが。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

10ページの水道施設整備工事費、4,100万の減額でございますが、こちら、継続費で予算を組んだ時点では、水道施設整備工事費として約9,000万超え、9,000何百万という予算組みをしたところでございます。内訳につきましては、27年度に工事を終えた分で大きく減額の要因となっておりでございますが、約5,000万につきましては、ポンプ施設の整備費ということで予算を見込んでいたものでございます。こちらのポンプ施設整備費、約5,000万につきましては、ポンプ場を設置してそちらで水を上げるというような予算どりをしてございました。で、実際直送で、ポンプ場を設置せずに直送で給水が上まで給水可能となったことによりまして、こちらの整備費については減額ということになりましたので、今回の補正予算計上となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 設計に当たってはね、専門業者が来てですよ、例えば浄水場なり配水池の高さ等を比べてですよ、直送しないで上がっか、大丈夫なのか、いやポンプアップしねえと上がんねえのかつつうのは十分に検討して、こう、工事費つつうのはできたんだと思うんですよ、9,000万つつうのは。それがほの、やってみたら直送でオーケーになったつつうのは、設計が悪かったんですか。だって、普通ですよ、工業団地つくんのにですよ、直送で可能かポンプアップしねっかだめかつつうのは、まあ、造成工事費の大きなウェートを占めるわけだから、十分に検討して普通はやるわけですよ。当然、設計屋さんも大きなポイントはそこにあんだと思うんですよ。一番のかなめは。それが、やってみたら直送でオーケーになったつつうのは、どういう、何かい、条件が変わったのか、設計がでたらめだったのか。設計がでたらめだったとすれば、設計屋さん、ペナルティーもんだと思うんですけど、私ね。その減額になったからいいべつつう話じゃないと思うんですよ。黙っていたらば、必要ねえポンプ場を5,000万でつくったのかつつう問題にもなるわけですよ。要らないとすれば。だから、その辺はですね、その設計が間違ったのか、何か条件が変更になったのか、その辺も明らかにお願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

議員お質しの件でございますが、単年度主義でございましたらば、そういう結果、

内容等につかめるかと考えております。ただ、西部工業団地、こちら継続事業費ということで、予算組みにつきましては、平成26年度に予算をお願いして継続費を設定で年割額を定めております。その中において、いろいろな要素はございますが、そういうポンプ施設も必要であろうというもとでの予算化ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いや、あの、継続費であろうが単独事業費であろうが、設計は同じじゃないですか。だって、例えば、ほの造成工事費が1億3,000万減になるというのはですよ、例えば土量が減ったとか、造成高を低くした、高くしたで、こんなのは1億ぐらゐすぐ狂いますよね、あれだけの面積あんだから。だけど、その水道施設つつうのは、そんなの、狂うわけじゃないじゃないですか。どう考えたって。だから、単独費だからわかんないとか、継続費だからわかんないつつう理由はないと思うんですよ。

もともと、ポンプ場は下につくんだと、こう説明を受けていたわけだ。私どもは。だから、何で減ったのかなと思ったら、ポンプ場がないと。現場に行ってみてもね。ほんじゃ、ポンプ場はもともと必要だったんですか、不必要だったんですか。つつうことになるじゃないですか。ずっと、開発許可とったときからですよ、理屈が合わないつつうことになるんでしょ。だって、そのことを含めて設計料って払ってるわけじゃないですか。ポンプ場の設計料だって入ってるはずだ。そうでしょう。

だから、その単独費、継続費だからわかんないつつうことは全く理由にならないんで、もともとポンプ場が必要だったのが必要でなくなった原因は、設計屋さんにあんのか。私は設計屋さんにあんだと思うんだよ。だって、高低差なんて、地盤沈下したわけでも何でもねえんだから、同じ高さで来てるわけでしょ。水圧だって計算すれば明らかかなわけですから。

だから、何でほのポンプ場が必要か必要でないかという予算ですよ、9,000万強で5,000万ポンプ場だとすれば、半分以上占めてるわけでしょ。ほぼ。だから、そこはやっぱり何でそうなったのかつつうのを明らかにする必要はあるでしょ。いや、やってみたら要んねなくなったんだ、で済む話ではないと思いますよ、それは。やっぱり何で、じゃあ、最初、ポンプ場欲しいって、この設計したんですか。つつうことになるじゃないですか。したら、ほれはでたらめだったのかと、じゃあ。こういうことになりますよ。大きな課題ですよ、これ。

ちゃんと精査して、言葉でなくて、こう、わかるように。原因がどこにあったのか。ポンプ場欲しいつつうのが要んねなくなったその原因は何なんですかということを引きちっとお知らせいただきたいんですよ。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

ポンプ場の要らなくなった理由でございますが、まずは現工業団地の地盤の高さ、

こちらが200何十メートル、大体ぎりぎり、ポンプでアップするぎりぎりくらいの高さで仕上がってございます。実際、計画高よりも、70から80センチほど地盤は高くはなってございますが、それ以上の高さですと、逆にポンプ場が必要となって、圧をかけて、水を上げるようになります。ですので、その26年度予算を組んだときには、そちらの必要性も考えまして計上したものでございますので、その点につきましてはお理解を願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。(発言する者あり)

○議長(斎藤博美君) 答弁を求めます。

○産業課長(寺島喜美夫君) お答えさせていただきます。

当初ですね、予算取りした段階では、その水道管の太さですか、そちらのほうは約100ミリ程度のもので見込んでございました。そちらで使用しますと、水圧が上まで上がらないということで、ポンプ場の設置が必要となります。実際の工事におきましては、その口径を太くしまして、太くしたことによりまして、上まで直送での給水が可能となったものでございます。維持管理上、ポンプ場につきましては、ないほうが維持管理上都合がよいというようなことで、口径を太くして工事のほうを実施したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(発言する者あり)

口径につきましては、150ミリに変更したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(斎藤博美君) ほかに質疑ありませんか。

10番 遠藤宗弘君。

○10番(遠藤宗弘君) 今の答弁聞いてつと、非常に不安になってくるんですが、いいですか、100ミリではポンプアップしないと上がらないと。150ミリにしたから水はあそこまで上がったと。じゃあ、工業団地、3階建てをつくつたらば、水は上がりませんね。その辺はどうなんですか。2階の建物だったらば水は上がらない工業団地ということになりはしませんか。そこら辺、ちゃんと教えてください。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) じゃあ、休議します。(午後1時40分)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 再開します。(午後1時52分)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(寺島喜美夫君) 質問にご答弁いたします。

3階建てのような建物が来たときに、そこまで水が上がるのかというようなことでございましたが、水圧試験は平場、一番上から、水圧試験の結果、そこから16メートルは水圧がありまして、16メートルは上がります。ということで、建物にしますと、大体4階から5階くらいまでは水が上がるのかというふうに考えておりますので、

ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第8，議案第50号「専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成27年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第9，議案第51号「川俣町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第10, 議案第52号「川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第11, 議案第53号「川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) このこと自体には直接関係ないんですけど、この条例のタイトルそのものがね、川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の改正だということなので、町の考え方を質しておきたいと思うんですけど、今現在、川俣町の山木屋地区の方々は、軽自動車税とかですね、いろんなものが免税になってますね。あと、それを受けて、議会の指導で、今、町民税ですか、下の町民税も1割カットということになってるわけでありましてけれども、これは28年3月31日を33年3月31日まで延ばしますという特例の期間延長なんですけど、例えば、28年度中に山木屋地区の避難解除がですね、なった際に、まあ、年度の条例の制定だから、28年度中のそういった減免とかなんとかつつうのはそのとおりやるんだと、まず1点確認したいということと、もう一つは、じゃあ、29年4月1日以降ですね、今やっているそういった特例に関してですね、どのような取り扱いになるのか考えているのか、その辺、町の方針をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(斎藤博美君) 町民税務課長。

○町民税務課長(羽賀洋一君) ご質問にご答弁申し上げます。

避難解除後の課税についてのご質問かと思っております。今現在、今年度まで町税等の減

免の特例に関する条例を制定いたしまして、平成28年度、実施しているわけでございます。8月末に向けて解除というふうなことで方向性で今おりますけれども、年度における課税の変更というものはございませんで、今、平成28年度に関しては、減免条例に従った制度で実施してまいりたいと思います。

また、今後の課税でありますけれども、今現在、固定資産税につきましては、地方税法に基づきまして避難解除をした年の翌1月1日の、翌年度を減額課税当初年度となりまして、2分の1の軽減課税を3年間行いまして、4年目から全額課税となるような地方税法になっております。したがって、平成29年度から31年につきましては2分の1の固定資産税は減免になりまして、平成32年度からは全額課税となるところでございます。

また、他の税に関しては、今のところ税免除の規定はございませんので、課税免除の規定免除はございませんので、通常の課税としたいと考えております。と、地方税法上そういった形になっておりまして、通常の課税で考えておるところでございますが、なお、今後ですね、減免条例の制定等につきましては、他の隣接する市町村等の対応も考慮いたしまして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 現行の条例に従えばね、今、町民税務課長、答弁したとおりになるんだろうと思うんですけども、まあ、町民税のその10%カットというのは、まさにこの政治的な判断の中でこう行われてきたものでございますよね。だから、そういったものについては、今、町民税務課長が答弁したとおりに、28年度中に避難解除になれば、29年度からは通常の課税に、固定資産税を除いては全てなるんだというふうな考え方でよろしいという、そういう考え方なんだと、町はそういうことなんだということで、確認してよろしいわけでしょうか、町長。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 町税の減免措置の継続等についてでございますが、先ほど町民税務課長、答弁申し上げましたとおりに、現時点では原則どおり課税させていただくという方向で考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あともう1点だけ、介護保険料もね、その1割カットしてますよね。それについても通常に戻すんだということになるのか。それとも、ほれ、介護保険は3カ年計画でやってますよね。初年度ですかね、ことし。多分そうですね。だから、ほの、1割カットの状態です3カ年間のその介護保険計画をつくってやってるわけなんで、それももとに戻すというふうなことになるれば、全体のその収支の問題が大きく、まあ、簡単に言えば余ってくるっつうか、町民から見ればですね、全県でもトップスリーに入るくらいの介護保険料を払うようになるかと思うんですけども、介護保険料も同様の考え方だということでよろしいんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁申し上げます。

介護保険料についても、現時点ではその方向で考えております。
以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第12，議案第54号「川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第13，議案第55号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第14, 議案第56号「川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第15, 議案第58号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 高橋清美君。

○1番(高橋清美君) 2番の変更する路線であります。西町雁ヶ作線で、西部工業団地まで約730メートル延長になりますが、いろいろ供用開始の告知等、いろいろあると思いますが、その後ですね、この入り口のバリケードを外すのかどうかと、あと、その供用開始までの日程等についてお知らせを願いたいと思います。

○議長(斎藤博美君) 建設水道課長。

○建設水道課長(斎藤和弘君) ご答弁申し上げます。

変更する路線、2174、西町雁ヶ作線の終点の変更なんです。今現在バリケードがされておりますが、そのバリケードを撤去するか等のご質問でございますが、まず、町道認定及び変更の手續について申し上げますと、認定及び変更の場合には議会の議決を得るということがございます。さらに、道路法の第9条の中に、路線の認定の工事、これは議決されたものについて工事をしなさいという規定がございます。同じく同法の18条に道路の区域の決定及び供用の開始等の規定がございます。これにつきましては、この第2項の中で同様の供用の開始をしようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示するというような規定になっております。このことから、西町雁ヶ作線の道路の供用開始する件でございますが、西部

工業団地の管理と密接な関係にございます。その時期につきましては、今現在まだ企業の決定等されておりませんので、庁内で供用開始の時期については慎重に検討を重ねてまいる考えでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

西部工業団地の入り口のバリケードは外すか外さないかというお質しでございますが、委員会等には議会終了後にはというような話もさせていただいたところでございます。しかし、先週ですね、先週の2日の日、28年度の工事関係で地元の説明会を行ったところでございます。その話の中で、あそこのバリケードについては、防犯上もあのままバリケードをしてほしいというような意見も出されたところでございます。（発言する者あり）というのは、内容につきましては、町道になりますけども、行きどまりになっています。通り抜けができません。また、あの地域におきましては、不法投棄もかなり多いというような話もございました。または、その、先ほど防犯と申しましたけども、いたずらにする車があるようだというようなことで、当分の間はあそこのバリケードは、防犯上につきましても、しばらくはバリケードしていただきたいというような話もございましたので、そういったことも踏まえまして、いつ外すかにつきましては、これから地元の方も含めまして協議してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） せっかくですね、町道を認定するということになれば、企業の方はね、例えば川俣町に急に来たときも、直接見れるわけですよ。そうでなければ、わざわざあの役場のほうに来て、開けていただいて見るようになると思うんですが、それはどう考えていますかね。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

企業が来られたときというような話でございますが、現在、今のところにつきましては、町に産業課のほうに連絡をいただければ、いつでも鍵を開けるような体制をとってございますので、産業課のほうに連絡をいただいたときには速やかに鍵開けをするように体制をとってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 答弁の中で、いつでもという話がございましたが、例えば夜6時、7時、8時ごろ来た場合も開けるのかどうか。あと土曜、日曜も含めてであります。そういったことで、今言った答弁であれば、その時間も開けるということになると思います。

あと、防犯上とか、不法投棄があるということであれば、川俣警察署のほうに願

いをしてね、警らするなりしていただければと思います。

あと、私の一般質問の中でも、産業課の担当職員が1名増になったと。国の方も今手伝っていただいているということであれば、例えば夜間だけはね、バリケードを閉めるという方法も考えられますので、そういった企業の方がいつでも見られるような形にしておかないと、せっかく町道にするのであれば、早くですね、告知等がいろいろあると思いますが、そういったことで、早くバリケードを外すような考え方、そしてそれは地元の方にもそういう説明をすれば納得はすると思いますんで、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

確かに夜とか土日につきましては、ちょっと難しいのかなという面もございます。議員お質しの警察に頼んだりのパトロール、あとは地元の説明等々行いながら、なるべく早い時期にはバリケードのほうは解除をするなり、日中の解除となるかもしれませんが、そういった手だてをとっていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第16，議案第59号「平成28年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まず、ページですね、16ページの胃がん検診二次検診助成金ですが、これら1人3,000円補助しますということでございますね。年代は問わないということですが、これらの制度の中身については、いつ、ほの全体に明らかにしてくれるのかね。例えば福島市の医療機関に行ったら領収書もらってこなんねえのかね。そして領収書を役場に出したらば、こう、くれると。こういうことになんのか。その辺のですね、制度設計たるは、いつ明示していただけるのか、お伺いをしておきたいと思います。

それからですね、ページ、18ページの結婚祝金なんですけど、この結婚祝金要綱の第3条の交付対象者つつうところを見ますと、祝金の交付対象となる者は次の各号の全てに該当する新婚夫婦で、交付申請者は夫婦のいずれかとする。ただし、同一夫婦への交付は1回限りとする、こうなってますよね。で、(1)夫婦いずれも町内に定住している。まず、この、町内に定住しているなんですけども、例えば、これだけでは私読み取れないから聞くんだけど、福島市の方が結婚して、どちらも福島市民でございました。どうでもいいんだけど、川俣町民でないと、要はね。川俣町民でないと。だけど、結婚して届け出すのは川俣町だし、結婚して住むところは川俣町だといった場合は、対象になんのかどうかつつうのが、これではちょっと読み取れないんですね。

だって、結婚届出したとき町民であればいいというふうに読み取れないから言ってます、私。何かこう、つくった人は、もともと川俣町民の人が、川俣町民として結婚したら祝金くれっかみたいなの発想に、これは書かってんのかなと思ってるので、その細部ね、どういう人が本当はもらえんのか。例えば東京の人であれ北海道の人であろうと、どういう組み合わせであろうと、結婚届を出して最初に住むところが川俣町に届け出すれば、10万円くれると、こういうことになるんでしょうかというのが、(1)、私が確認したいことなんです。

で、その期間は別に問わないと、こういうことでよろしいのかというのが2つ目ね。10万もらえっから、とりあえず、そんじゃあ、川俣の役所に行って届け出出して、1週間過ぎたらまた福島市へ戻すべつつうの、これ、ないことはないよね。だから、そういうことがこれで読み取れないんで、どういう考え方なのか、この、いずれも町内に定住しているつつうのは。

それから、2番目の夫婦いずれも町税等を滞納していないことって書かってますよね。ずっと、例えば外部で結婚、外部の方がね、結婚して川俣に来たとずっと、住所、川俣に落としたとずっと、前の町村で滞納してっか、してねえかつつうことを言ってるのかね。川俣町の税金だけを言ってるのか、国税は関係ねえのか、県税は関係ないのか、その辺もわからないので、よくわかるようにですね、すべきでないかというので答弁をお願いしたいのと、この要綱だけでは担当者によって恣意的な運用が可能だと思うんですよ、これ。読み違えっと、もらう人ともらわねえ人、出てくっから、もう少しですね、きちっとすべきではないかというのが3点目の質問なんで、その3点について、一つ、町の考え方をお聞かせいただきたい。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

補正予算書の18ページ、結婚祝金の件でございますが、まず1点目、交付対象者ということで、夫婦いずれも町内に定住しているということで、うたってございます。こちらにつきましては、町外からであれば転入届、そちらのほうで川俣町に住所を置く、そういったことで川俣町に定住ということでみなしますので、そちらは対象となるということでご理解をお願いしたいと思います。

あと、また2点目、結婚祝金をもらって例えばすぐ出ていかれる方、そういった方も対象になるのかということでございますが、こちらはあくまでも結婚祝金ということですので、支給対象にはなりません。返す義務も、それはございません。

あとは3点目、要綱が見つらいというか、とり方によっては違うとり方もされますというような質問でございますが、そちらにつきましては、もう少し詳しくですね、誰が見ても間違いのないような手続をとれるような要綱に変えていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番目、税金だべ。

○産業課長（寺島喜美夫君） 失礼しました。2点目、町税等でございますが、こちらにつきましては、町の補助金、いろいろ出していると思っておりますが、そちらでよくこの文言を使用しておりますが、町税等ですので、町民税、固定資産税、軽自動車税、あとは国民健康保険料、あとは対象になれば介護保険料等も町税等でございます。ですので、県税、国税についてはここでは問いてはございません。また、町外の方につきましては、その町外での町税等の滞納がないというような証明をいただくような、添付していただくような要綱になってございます。夫婦いずれも町税等を滞納していないということで、交付申請には町税等の滞納がないことを確認できる書類、夫婦それぞれつけるというようなことになってございますので、町外から転入される方につきましては、その町外での町税等の滞納がない書類ですね、そちらを添付していただくようなことになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

1番目の16ページの胃がんリスク検診二次検診の助成金でございますが、まず一次検診を受けていただきまして、二次検診、必要な方に通知を差し上げます。通知をもらった方につきましては、二次検診を受けた際、恐らく胃カメラの検診でございますので、5,000円ぐらいの検診料がかかります。その領収書を持っていただきまして、申請して、3,000円を還付するという形をとる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 時期だって、時期。期間。

○保健福祉課長（丹野雅直君） その助成の時期でございますけれども（発言する者あり）そうですね、もちろん6月20日から集団検診が始まります。その中で胃がんリスク検診をお受けになった方につきましては、直接そこで助成制度があるということの説明したいと思います。あと、早い時期にですね、広報等でも、一般の方にもわかるように広報紙等で広報をしたいと思います。時期といたしますと、今6月の、ですから、7月の広報に間に合うように載せたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 再質問させていただきますが、広報は15日にも出してんだんね、災害速報ね。だから、連絡員の人たち、みんな配ってんだから、15日にやれば、20日なんだべ、最初の検診。だから十分間に合うじゃないですか。15日に全戸配布ということでお願いしておけば。だから、15日に間に合うように私は出すべきだと思うんですね。ほんでないと、知らねかったつう人が必ず出てきて、会場に来た人に直接言うなんていうのは大変な話ですから。ぜひ15日にやってもらえるようにできないかどうか、再質問しておきます。

あと、祝金のほうなんだけど、あのですね、これ、いつ申請すっかつつうのを言ってねえのね。これね。申請を出さなくちゃいけないつってんだけど、いつ申請すっかつつうって言ってねえわけ。だから、例えば結婚してですよ、結婚届ってあれですよ、どこさ出してもいいんだんね。そうですよね。結婚届つうのはどこさ出してもいいんですよ。で、その住所地はここにすんだつうことですよ。だから、その結婚届出したときに川俣町に夫婦ともに住所を定めた人に祝金くれんだって書いとかねえと、今、課長さんが答弁したことは担保されねえんでねえかなと、こう私は思うんですけども。

だから、例えば1日だけですよ、福島市に、もともと福島市の住民だったから福島市に結婚届出して、とりあえず父ちゃんのとこさ届け出したと。母ちゃんのところ届け出したと。だけど、実際住むのは、アパートはこっちにしたから、勤め先もこっちだから、次の日、こう持ってきたつうたら、これアウトなんですよ、多分。一回福島市に出しちゃったんだから。これ読むと、おれはアウトでねえかと思うんだけど、それでもいいんだつうと、例えば、1年後でも2年後でも、これ、結婚祝金だから、やっぱり申請時期つうのははっきりしておかないとまずいと思うんですよ。1年過ぎて川俣町にたまたま異動してきたから、夫婦して異動してきたから申請できんのかつう問題になるじゃないですか。だから結婚したときに申請しなくちゃいけねえのか、何カ月にしなくちゃいけねえのか、そこら辺はちゃんと書いておかないとまずいと思うんですが、そうは思いにならないでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問にご答弁申し上げます。

胃がんリスク検診の広報の時期でございますが、7月と行ってしまいました。それでは遅いということなものですから、6月15日の災害広報に間に合うように広報したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

要綱の第2条、定義にですね、新婚夫婦とは婚姻届け出後1年以内ということであつておりますので、婚姻届け出後1年以内であれば、1年以内で川俣町に転入された夫婦の方については対象になるというような解釈でございます。ただ、議員お質しの、要綱等わかりづらいところもありますので、そういったところは随時見直しをか

けていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あとね、用語なんだけど、この第2条で新婚夫婦って言ってっぺした。今ね、例えば新婚さんつうと、私のイメージだけだかもしれませんがね、再婚という方もいっぱいいるんです、世の中にね。再婚も新婚と読みかえんのかい、この要綱では。だから、例えば1回離婚したことはあるんですけど。だけど、今度新しく結婚をすると。ほれも新婚つうんだかどうか、私はわかりませんが、そのわざわざこの新婚夫婦って書かなんねえ理由がわかんねえんだね、おれ、これね。新婚つう言葉が醸し出すのは、広辞苑では何て書かってんだか、おれ、調べてはいねえけども、再婚の人っていっぱいいるじゃないですか。だから、そのもうちょっと用語も考えるべきだし、あと同一夫婦への交付は1回限りとするとか書かってっから、再婚の場合は何回でももらえんじよ、これ。そういうことですよ。オーケーですよ。だから、だとすと、上の新婚つう言葉も、ちょっと言葉、変えておいたほうがいいのかなと。して、たまたま再婚何回か繰り返して行って、昔に戻った場合はくんにつつてるわけじよ、これ。そこら辺も確認しておきたいんですけど。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

議員お質しのとおりでございます。なお、先ほども申し上げましたが、わかりづらい紛らわしいところもございますので、要綱ですね、こちらにつきましては見直しをかけていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） ページ、10ページであります。コミュニティ助成事業補助金で、聚溪会のほうに助成金を出すということで、聚溪会にも大変コスキンパレードはお世話になっていることはわかっておりますが、このコスキンパレードの備品というのはどういった物を買うのか、どういった申請があったのか、お願いしたいと思っております。

あと、20ページ、校舎等施設修繕等工事費で、川俣中学校のコンピューター室のLED、照明の入れかえ工事とありますが、他の小中学校での入れかえというのは計画にあるのかどうか、お伺いしておきます。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 10ページ、コミュニティ助成事業補助金の内容ということでございますが、聚溪会のコスキンパレード用備品というふうなことで、キャリングアンプCDつきが1つ、ワイヤレスチューナーユニット4つ、防滴型ワイヤレスマイク4つ、ワイヤレスアンテナ2つ、有線マイクが2つ、防滴スピーカー4つ、スピーカースタンド4つ、モニタースピーカー1つ、ラインコード1、キャリングケ

ースが7というふうな内容になってございます。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増賀喜芳君） ご質問にご答弁申し上げます。

20ページの中学校費の校舎等施設修繕等工事費でございますが、こちらは県の省エネ意識向上プロジェクト補助金を活用しての事業でございます。こちらにつきましては、県のその補助事業が継続するものと見込んでございますので、次年度以降も計画的にこの事業を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第17，議案第60号「平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今回の補正ですね、これ、去年と同じ保険料率でやると、3,400万ですか、保険税が足りなくなるので、基金からの1,890万と繰越金1,600万を対応して、その穴埋めをするんだと、こういう提案なんですけど、いただいた資料をずっと見てきますと、国保加入者、世帯数ともですね、そう変更はないんですよ。ただ、課税額、課税対象額については2億ほど伸びてるんですよ。だから、通常、普通に考えると、同じ世帯数、ほぼ同じ人員なんだから、課税対象額が伸びたら、所得額が伸びてるんだから当然保険料も上がってくると、こういうふうにご思えるんですけども、実際は保険料は3,400万減るんだと、こういうことですよ。それらの原因ってか、その要因については、どのようなことが考えられるのか、お尋ねをしておきたいんですけど。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問にご答弁を申し上げます。

昨年度の所得額、27年は17億8,000万ほどでした。ことしが19億9,000

0万ということで、2億200万ほど伸びてございます。単純に医療分を7%掛けますと1,400万、あと支援金分5%を掛けますと1,000万ということで、2,400万ほどは増える、単純計算で増えるはずでございました。ただ、この国民健康保険制度の中で、課税額、まあ、限度額というのがございまして、多く所得がある方については上限がございまして、それで、ことし医療分で計算いたしますと、7%を掛けて1,400万円伸びるはずが、1,200万円の消化した分がございまして、実際は200万円ほどしか伸びてございませぬ。これは国保制度上に上位所得者が優遇されるという問題点が含まれております。ということで、実際は所得の伸びが2億円ほどありますけれども、全体でそれほど伸びていないということではありますが、この3,400万円不足する分につきましては、その前の3年間、26、25、24年度におきまして医療費のほうはほぼ横ばいで推移したことから、基金等を積み立てることができまして、基金も若干あるということで、基金、繰越金を充てて前年度並みの保険料率にするために減額したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今、課長答弁したとおりだと私も調査をしてわかったんですけど、要は、その課税基準所得金額がですよ、その幾ら伸びてっても、上限、まあ医療支援、介護合わせて89万つつう上限があるから、高額所得者がどんどんどんどん増えていくと、逆に言うと保険料は伸びるどころか頭はカットされるんで、伸びないという現象になるんですね。ですから、よく言われる、ほの国保つつうのは低所得者と高額所得者には手厚い制度があっけど、標準、300万から500万くらいの所得者にとっては、物すごく酷な制度だと、こういうことを言われてるわけですよ。そのことが如実に今回のこの補正に出てるわけですけども。

それで、まあ、課長の答弁はそこまでしかできないんだと思うんですけど、要はその国つつうか県というかね、その89万つつうのは町が決めた数字でないですよ。流れで来て89万にしなさいよと、こういうことになってるわけですよ。その辺のその高額の所得者に対する応分の負担というものを、町としてはですね、今後この全国と同じく決めていくんでしょうから、どのような考え方をお持ちになってるのか、お聞きをしておきたいんですが。

ほうでないと、真ん中の人たちは、国保抜けて社会保険に移った方がうんと利口になっちゃうんですよ。うんと金持ってる人はいいんですよ、89万で、あと何ぼ所得伸びたって89万だから。1億円もらおうが2億円もらおうが89万で済むんですから。だけど、それでは真ん中の人たちに全部しわ寄せが行って、いずれは基金がなくなれば保険料率を改定するわけですから、保険料率を改定すれば300万から500万の間の人たちが物すごく重税になる。でも、上限は89万で決まってるから、高額所得の人は何ら影響ないと、こういうふうな仕組みになってるわけですよ。その辺についての町、町長ね、考え方ね、今後どうしていくのかということの本気で考えないと、これ崩壊すっと思うんですよ、国保つつうのは。

今現在、ほの、何で伸びてっかっつたら、除染事業がいっぱいあって、社会保険に入っていた人たちがね、前年度の所得をそのまま持って国保に、除染事業が終わったから、解雇になったから、国保に移ってるつつう人たちが結構いるみたいなんで、所得金額が増えてるようなんですけど、そういった人を含めてですよ、みんな、ほの重税感になってくわけですよ。だから、その89万の上限額ね、もっとう、上にすつとか、取っ払うとか、そういったことの考え方は、今後、国、県等には言っていく考えはあるんでしょうか。そうしないと、中間の所得の方が物すごい重税感に悩むと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいまのご質問であります。高額をどういうふうにしていくと、国保税は負担が重過ぎるといろいろ言われてきましたが、その中で、低所得者に対する軽減のことについてはかなり配慮してきたと思っております。今のご質問であります。これは総合的な中の一つの問題でありますので、これから国保税は全県一本化になりますので、その中で各市町村においてもそういったいろいろな話題が出ると思います。その中でいろいろ整理されていくことになるかなと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第18、議案第61号「平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) ここで、3時半まで休憩します。(午後2時41分)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 再開します。(午後4時38分)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議2件、議報告2件、そのほか3件を本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

したがいまして、発議2件、議報告2件、そのほか3件を本日の日程に追加することに決定しました。

追加議事日程を配付します。(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 配付漏れなしと認めます。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第1, 発議第8号「国(環境省)直轄除染に関する意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(斎藤博美君) 提出者の説明を求めます。

高橋真一郎君。

○3番(高橋真一郎君) 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

国(環境省)の直轄除染に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故による除染事業は、避難地域において国(環境省)の直轄事業として進められている。

当町、山木屋地区においても住宅除染事業が平成25年3月から26年8月、農地除染事業は平成25年3月に着手し、平成28年度完工を目標として進められている。

この除染事業の結果、山木屋地区の住宅の空間線量率は全体としては平均値0.36マイクロシーベルト/時と除染前の3分の1に低下したが、ホットスポットと言われる再除染箇所が2,044箇所にのぼるなど、多くの課題を残しており、住民から再除染を要望する声は山木屋全地区から寄せられている。

しかしながら、ホットスポット対策・フォローアップ除染対策のいずれについても

国（環境省）は実施するか否かの判断基準を明らかにすることなく、省内の恣意的な判断で行おうとしている。

このような国（環境省）の対応は、住民の不信と不満を増大させるとともに、住民と行政との信頼関係を著しく損なっている。

今後実効性のある復旧・復興事業を推進するためには、住民の合意と納得が必要不可欠である。よって、国は住民が要望する再除染については、すべて国の責任において平成28年度内に完了することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月7日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

復興大臣 高木 毅 様

環境大臣 丸川珠代 様

福島県伊達郡川俣町議会

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。

本案について質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第2、発議第9号「山木屋地区の復旧・復興施策の推進に関する要望書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 提出者の説明を求めます。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 朗読をもって説明といたします。

山木屋地区の復旧・復興施策の推進に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過し、山木屋地区の復旧・復興事業の核となる住宅除染事業、農地除染事業は、平成28年度完工を目標として国（環境省）直轄で進められている。

放射性物質に対する住民の恐怖、不安を解消するためには、除染を徹底し空間線量

を原発事故前の水準に戻すことが必須の条件であるが、環境省はホットスポット対策及びフォローアップ除染対策について確約を保留している。

また、平成27年9月の豪雨による山木屋地区の被害のうち、環境省が応急復旧した212箇所の本復旧については、環境省はその実施を拒否しており、現在その対策は宙に浮いている状態にあり住民の不安、不満が高まっている。

よって、町当局においては、住民の声を十分に聴取するとともに、現状を調査把握したうえ、再除染及び昨年9月の豪雨災害復旧工事については、国が責任を持って早急に対応するよう関係省庁等に強く働きかけるよう要望する。

平成28年6月7日

川俣町長 古川道郎 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第3，議報告第4号「所管事務調査結果報告について」、報告を受けます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 議会運営委員長、報告願います。

2番 高橋道弘君。

○議会運営委員長（高橋道弘君） 議会運営委員会の所管事務の調査結果を報告いたします。

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成28年6月7日

議会運営委員会委員長 高橋道弘

記

1. 調査事項・方法

- (1) 静岡県小山町議会を訪問し、議会の運営等について説明を受け研修を行った。
- (2) 岐阜県坂祝町議会を訪問し、議会の運営等について説明を受け研修を行った。

2. 調査期日

平成28年5月10日(火)から12日(木)までの3日間

3. 調査参加者

議会運営委員会 5名
会計室 1名
議会事務局 2名
計 8名であります。

4. 調査結果報告であります。静岡県小山町議会及び岐阜県坂祝町議会とも、議会招集日に議員宅に議案書を送達をしておりました。また、坂祝町におきましては、特徴的なこととしては、町長の所信表明後、質疑の時間を設けているということが大変特徴的なこととございました。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

◇ ◇ ◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第4, 議報告第5号「議員研修会の報告について」、報告を受けます。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙報告書を朗読した。

○議長(斎藤博美君) 広報編集常任委員会委員長、報告願います。

菅野清一君。

○広報編集常任委員長(菅野清一君) 広報委員会より報告いたします。

平成28年度町村議会広報研修会を行ったので、報告する。

記

- 1 目的 議会広報の編集、作成の研修
- 2 場所 郡山市 ビッグパレットふくしま
- 3 日時 平成28年5月20日(金)
- 4 出席者 3名
- 5 研修会の内容等については、記載のとおりです。

以上、報告します。

◇ ◇ ◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第5, 「所管事務調査について」。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙報告書を朗読した。

○議長(斎藤博美君) ただいま朗読のとおり、総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

お諮りいたします。ただいま通知のとおり、実施することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、所管事務調査については、ただいま通知のとおり実施されるように決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第6、「議員の派遣について」。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、参加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第7、「閉会中の継続調査申出書について」議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙申出書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 総務産業、厚生文教、予算、決算及び広報編集の各常任委員長並びに議会運営委員長から各常任委員会等において、所管事務または所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長等からの申し出のとおり、閉会中継続調査をすることにご異議ございませんか

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長等から申し出のとおり、閉会中継続調査をすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 議案第45号において、2番 高橋道弘議員からご質問のあった件について、後でお答えしますといった件についてお答えいたします。

地方消費税交付金等の見込み方法……

○議長（斎藤博美君） 発言者、ちょっとお待ちください。

ここで、お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により、延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

お願いします。

○企画財政課長（佐藤修一君） すみません。続けさせていただきます。

国からの見込みの方法等が、指針が示されているのかということですが、福島県より市町村予算編成指針見込み要領というものが示されております。また、額につきましては、同じく福島県より県内市町村交付見込み額総額というふうなことで、前年度決算見込み額、当初概算見込み額、対前年決算見込み比率等が通知として来ております。

以上、答弁いたします。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（斎藤博美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期6日間にわたり慎重に審議をいただき、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成28年第3回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。
(午後4時59分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 3 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2 号 寄附採納報告
- 報告第 3 号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第 4 号 平成 27 年度川俣町継続費精算の報告について（一般会計・工業団地造成事業特別会計）
- 報告第 5 号 平成 27 年度川俣町継続費繰越しの報告について（一般会計）
- 報告第 6 号 平成 27 年度川俣町繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）
- 報告第 7 号 平成 27 年度川俣町事故繰越しの報告について（一般会計）
- 報告第 8 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 議案第 45 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 1 号平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 9 号））
- 議案第 46 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 2 号平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 議案第 47 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 3 号平成 27 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 3 号））
- 議案第 48 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 4 号平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））
- 議案第 49 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 5 号平成 27 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 議案第 50 号 専決処分の報告及びその承認について
（専決第 6 号平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 2 号））
- 議案第 51 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 52 号 川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 53 号 川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 54 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第 55 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 56 号 川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 57 号 動産の取得について
- 議案第 58 号 町道路線の認定及び変更について

- 議案第 59 号 平成 28 年度川俣町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 60 号 平成 28 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 61 号 平成 28 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 発議第 8 号 国（環境省）直轄除染に関する意見書
- 発議第 9 号 山木屋地区の復旧・復興施策の推進に関する要望書
- 議報告第 4 号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第 5 号 議員研修会の報告について
- 所管事務調査について
- 議員の派遣について
- 閉会中の継続調査申出書について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤博美

同 署名議員 菅野意美子

同 署名議員 新関善三